（海外投資家等特例業務に係る届出）

第二百四十六条の十一　法第六十三条の九第一項の規定により届出を行う者は、別紙様式第二十一号の四により作成した海外投資家等特例業務に関する届出書に、当該届出書の写しを添付して、海外投資家等特例業務届出管轄財務局長等（当該届出を行う者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

２　前項の届出書は、別紙様式第二十一号の四に準じて英語で作成することができる。

（海外投資家等特例業務届出者の使用人）

第二百四十六条の十二　令第十七条の十三の六第一号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、同号に規定する業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者とする。

２　令第十七条の十三の六第二号に規定する内閣府令で定める者は、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者とする。

（海外投資家等特例業務に係る届出事項）

第二百四十六条の十三　法第六十三条の九第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　主たる営業所又は事務所（外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。）及び海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の電話番号並びにホームページアドレス

二　海外投資家等特例業務に係る出資対象事業持分の名称及び種別（出資対象事業持分の種別をいい、当該出資対象事業持分が電子記録移転権利又は令第一条の十二第二号に規定する権利である場合にあっては、その旨を含む。）

三　海外投資家等特例業務に係る出資対象事業の内容

四　法人であるときは、次に掲げる事項

イ　相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者の氏名又は名称

ロ　主要株主（法第六十三条の九第六項第二号ホに規定する主要株主をいう。以下この節において同じ。）に関する次に掲げる事項

(1)　商号、名称又は氏名

(2)　本店又は主たる事務所の所在地（個人にあっては、住所又は居所）

(3)　法人であるときは、代表者の氏名

五　外国法人であるときは、国内における代表者の所在地又は住所及び電話番号

（海外投資家等特例業務に係る届出書の添付書類）

第二百四十六条の十四　法第六十三条の九第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面

二　海外投資家等特例業務に関する社内規則

三　法人であるときは、次に掲げる書類

イ　役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第二百四十六条の二十第二項第三号イ、第二百四十六条の二十四第一項第六号ロ及